

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
個人情報取扱規程

平成30年7月30日
理事会決定

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「当法人」という。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は次のとおりとする。本項に定めるもののほか、本規程において用いられる用語は「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)（以下「個人情報保護法」という。）に定めるところによる。

(1) 「個人情報」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

① 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

② 個人識別符号が含まれるもの

(2) 「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、「個人情報の保護に関する法律施行令」(平成15年政令第507号)（以下「政令」という。）で定めるものをいう。

① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入

者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (3) 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (4) 「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - ① 第1号①に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - ② 第2号②に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (5) 「構成員」とは、当法人の役員、職員、名誉会長、顧問会議構成員、専門委員及び参与をいう。
- (6) 「役員」とは、当法人の理事及び監事をいう。
- (7) 「職員」とは、当法人の指揮命令下において業務を遂行するすべての者をいう（アルバイト・パートを含む。）。
- (8) 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (9) 「当法人の規程等」とは、「規程等管理基準」の定めに従って管理簿に登録された規程等をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、構成員が当法人の業務の遂行において取り扱うすべての個人情報に適用する。

(個人情報保護方針)

第4条 当法人が個人情報保護を推進する上での基本方針として、個人情報保護方針を策定し、公表するものとする。

- 2 個人情報保護方針の策定は、会長が、事務総長ないし個人情報保護管理者と協議の上これを行うものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報保護方針につき、構成員に対しその内容を周知徹底するとともに、当法人のウェブサイトへの掲載等一般の人が入手可能な措置を講ずるものとする。

(責任体制)

第5条 個人情報保護の取組みを推進するために以下の体制を定め、責任と権限を付与する。

(1) 事務総長

個人情報保護に関する責任体制を確立し、維持し、改善するために必要な資源を用意する責任を負うものとする。

(2) 個人情報保護管理者

総務局長がこれにあたり、当法人における個人情報の取扱いが個人情報保護法、本規程、個人情報保護方針及び関連する当法人の規程等に従って運用されることを確保するため、当法人における全体的な対策を講ずる責任を負うものとする。

(3) 個人情報保護各局責任者

各局の局長がこれにあたり、各局における個人情報の取扱いが個人情報保護法、本規程、個人情報保護方針及び関連する当法人の規程等に従って運用されることを確保するため、各局内における対策を講ずる責任を負うものとする。

(4) 対応窓口責任者

各局コンプライアンス推進責任者又は各局コンプライアンス推進責任者が指定した者がこれに当たり、次に定める責任を負うものとする。

- ① 当法人の個人情報の取扱いにかかる問合せ、苦情等を受け付けて対応する。
- ② 個人情報保護各局責任者とともに、①の問合せ及び苦情等を分析し、再発防止等を検討する。

(法令等の遵守)

第6条 構成員は、個人情報を取り扱うに当たり適用のある個人情報保護法その他の法令、ガイドライン、本規程、個人情報保護方針及び関連する当法人の規程等を理解し、遵守しなければならない。

(利用目的の特定)

第7条 個人情報保護管理者は、当法人が取り扱う個人情報の利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。

- 2 構成員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前項にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合、構成員は個人情報保護管理者の承認を得て、第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 4 構成員は、第2項の規定に基づき本人の同意を得た場合、本人の同意を得た利用目的を第9条第3項で定める個人データ取扱台帳に記録しなければならない。

(利用目的の通知等)

第8条 個人情報保護管理者は、前条第1項に基づき特定された利用目的を当法人のウェブサイトで公表しなければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、前条第1項に基づき特定された利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、当法人のウェブサイトで公表しなければならない。
- 3 構成員は、第1項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下本項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、あらかじめ、本人に対し、特定された利用目的を明示しなければならない。
- 4 前項の規定は、以下の場合には適用されないものとする。
 - (1) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
 - (2) その他個人情報保護法その他の適用ある法令に基づき、利用目的の明示を要しないとされている場合

(個人情報の取得)

第9条 構成員は、個人情報を取得する場合、次の各号に掲げる事項を個人情報保護管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。

- (1) 取得する個人情報の項目
 - (2) 取得件数
 - (3) 取得方法
 - (4) 利用目的
 - (5) 保管・管理方法
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項として個人情報保護管理者が定めるもの
- 2 構成員は、個人情報を取得する場合、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

構成員は、個人情報の取得の適法性又は公正性について疑問をもった場合、事前に個人情報保護管理者に確認しなければならない。

- 3 構成員は、特定された利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取得するものとし、個人情報の取得を行った場合には、第1項に掲げる事項を個人データ取扱台帳に記録しなければならない。
- 4 構成員は、特定された利用目的以外の利用目的で個人情報を取得する場合、事前に個人情報保護各局責任者に対し、取得の必要性及び利用目的を示した上で取得の申請をしなければならない。個人情報保護各局責任者は、取得を必要と認める場合、個人情報保護管理者に対し取得の許可を求めるものとする。
- 5 前項に基づき、個人情報保護管理者が特定された利用目的以外の利用目的での個人情報の取得を許可した場合、構成員は、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するとともに、当該利用目的を個人データ取扱台帳に記録しなければならない。また、構成員は、当該記録を行った後、速やかに個人情報保護管理者に対してその旨を届け出るものとする。
- 6 構成員は、以下に掲げる個人情報を取得する場合、事前に個人情報保護管理者に対し、取得の必要性及び利用目的を示した上で取得の許可を求めるものとする。構成員は、取得の許可を得た場合、あらかじめ、本人の同意を取得した上で、以下に掲げる個人情報を取得しなければならない。
 - (1) 思想、信条又は宗教に関するもの
 - (2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報のみの場合を除く。）、身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となるもの
 - (3) 勤労者の団結権、団体交渉その他団体行動の行為に関するもの
 - (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関するもの
 - (5) 保険医療又は性生活に関するもの
 - (6) 第1号ないし第5号のほか、第2条第3号で定める要配慮個人情報にあたるもの

(正確性の確保)

第10条 構成員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第11条 個人情報保護管理者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の安全管理について指示を行い、個人情報保護各局責任者及び構成員は必要な措置を講ずるものとする。

(委託先の監督)

第 12 条 個人情報保護各局責任者は、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合、適切な委託先を選定するとともに、委託先において個人情報の安全管理措置を遵守させるために必要な契約を委託先との間で締結しなければならない。かつ、同契約に基づき、委託先における個人情報の取扱いに対する適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第 13 条 構成員は、あらかじめ本人の同意を得た場合を除いて、個人情報を第三者に提供してはならない。

2 前項にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合、構成員は個人情報保護管理者の承認を得て、個人情報を第三者に提供することができるものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

3 前各項にかかわらず、外国にある第三者に対して個人データの第三者提供を行う場合には、次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。ただし、前項各号に該当する場合には、この限りではない。

(1) 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護法施行規則で定める国にある第三者に提供する場合

(2) 個人情報の提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法第 4 章第 1 節に沿った措置の実施が確保されている場合

(3) 個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けている場合

(第三者提供をした場合の記録義務)

第 14 条 当法人が個人データを第三者に提供したときは、個人情報保護法及び同法施行規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名または名称その他個人情報の適正な取扱いを確保するため個人情報保護管理者が必要と定める事

項に関する記録を作成及び保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認・記録義務)

第 15 条 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護法及び同法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

(1) 当該第三者の氏名または名称および住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体に代表者または管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者または管理人)の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護法及び同法施行規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他個人情報の適正な取扱いを確保するため個人情報保護管理者が必要と定める事項に関する記録を作成及び保存しなければならない。

(保有個人データの公表)

第 16 条 個人情報保護管理者は、保有個人データに関する以下の事項について当法人のウェブサイト継続的に掲示するものとする。

(1) すべての保有個人データの利用目的

(2) 保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示、訂正、追加若しくは削除、利用停止若しくは消去若しくは第三者への提供の停止の請求(以下「開示等の請求等」という。)に応じる手続

(3) 苦情及び問合せの申出先

(開示等の請求等に応じる手続)

第 17 条 本人から、保有個人データの開示等の請求等を受けた場合、対応窓口責任者は個人情報保護法に基づき適切な対応をしなければならない。

(苦情の処理)

第 18 条 対応窓口責任者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報の漏えい事故等の対応)

第 19 条 個人情報保護各局責任者及び構成員は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、個人情報保護管理者の指示の下、ただちに、被害の拡大を防止するための適切な措置を講じるものとする。

2 構成員は、個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生する可能性が高いと判断した

場合、ただちに個人情報保護各局責任者及び個人情報保護管理者に対しその旨を報告しなければならない。

(教育研修)

第 20 条 個人情報保護管理者は、個人情報の適正な取扱いの確保のため、役員及び職員に対する必要な教育研修を計画し、実施するものとする。

2 役員及び職員は、個人情報保護管理者が実施する個人情報保護に関する教育研修を受けなければならない。

(懲戒)

第 21 条 当法人の役員及び職員が本規程に違反した場合、就業規程その他に定めるところにより懲戒処分その他の処分に付す。

(委任)

第 22 条 その他個人情報の取扱い及び適正な運用を確保するために必要な事項は、本規程に定めるもののほか、別に定める。

(改廃)

第 23 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、平成 27 年 1 月 23 日より施行する。

附 則

本規程は、平成 30 年 7 月 30 日より施行する。